

○姫路市地区市民センター条例

昭和51年4月1日

条例第5号

(設置)

第1条 市民の生活文化と知育体育の向上及び市民の親和連帯と地域コミュニティ活動の推進を図り、市民福祉の増進に寄与するため、地区市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 姫路市家島群島開発総合センターは、前項の目的のほか、家島群島の産業の振興、離島文化の保存保護等を目的として設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
姫路市西市民センター	姫路市飾西728番地5
姫路市城乾市民センター	姫路市南八代町6番1号
姫路市飾磨市民センター	姫路市飾磨区玉地一丁目27番地
姫路市中央市民センター	姫路市本町68番地68
姫路市広畑市民センター	姫路市広畑区正門通一丁目7番地3
姫路市網干市民センター	姫路市網干区垣内中町120番地
姫路市東市民センター	姫路市花田町加納原田888番地1
姫路市大の市民センター	姫路市大塩町2211番地5
姫路市高岡市民センター	姫路市東今宿五丁目3番20号
姫路市勝原市民センター	姫路市勝原区丁743番地
姫路市灘市民センター	姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地
姫路市家島群島開発総合センター	姫路市家島町坊勢186番地
姫路市北部市民センター	姫路市夢前町前之庄2160番地

第3条 削除

(開館時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

姫路市飾磨市民センター 姫路市広畑市民センター 姫路市網干市民センター 姫路市灘市民センター	12月28日から翌年1月3日まで
その他のセンター	(1) 12月28日から翌年1月3日まで (2) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、当該連続した休日の最後の日の翌日）とする。

（使用許可）

第6条 別表区分の欄に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 危険物を使用する催し物で、災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの建物、建物の附属施設、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

（使用許可の条件）

第8条 市長は、使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

（譲渡及び転貸の禁止）

第9条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消等）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において生じた損害について市は賠償の責めを負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは使用許可条件に違反して使用したとき、又は使用しようとするとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による事由により使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公用、保安又はセンターの管理上の都合により市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）及び市長が規則で定める設備等の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第10条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりセンターを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その使用する建物等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、センター職員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第15条 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了と同時にこれを撤

去し、原状に復さなければならない。

（損害の賠償）

第16条 センターの建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は前条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（行為の禁止）

第17条 何人も、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

（入場の拒否、退場命令等）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、センターの管理上必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

（指定管理者による管理）

第19条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンター（姫路市家島群島開発総合センターを除く。以下同じ。）の管理を行わせることができる。この場合において、第6条から第8条まで、第10条、第12条、第15条及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第20条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則

で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) センターの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) センターの設置の目的に寄与する事業を企画し、実施する能力を有すること。

- 3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

- 第21条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度同条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。
- (2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

- 第22条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

（指定管理者の業務の範囲）

- 第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認めること。

（事業報告書の提出）

第24条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（利用料金）

第26条 市長は、第19条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、姫路市西市民センター、姫路市飾磨市民センター、姫路市広畑市民センター、姫路市網干市民センター、姫路市東市民センター及び姫路市灘市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料及び規則で定める設備等の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（補則）

第27条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（家島町及び夢前町の編入に伴う経過措置）

2 家島町及び夢前町の編入の日前に旧家島群島開発総合センターの設置及び管理運営に関する条例（昭和56年家島町条例第8号）、旧夢前町多目的研修センター設置条例（昭和56年夢前町条例第8号）、旧夢前町民会館設置及び管理に関する条例（昭和63年夢前町条例第19号）又は旧夢前町立生きがいと創造の館の設置及び管理に関する条例（平成3年夢前町条例第9号）の規定によりなされた処分又は手続は、この条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和５４年３月２８日条例第３号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年３月３１日条例第７号）

この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。ただし、第２条、別表第１及び別表第２に姫路市中央市民センターに係る規定を加える改正規定は、昭和５５年４月３０日から適用する。

附 則（昭和５６年６月２７日条例第２６号）

この条例は、昭和５６年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５６年１２月２５日条例第４０号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、別表第１及び別表第２の姫路市網干市民センターに係る規定を加える改正規定は、昭和５７年４月１日から施行する。

附 則（昭和５７年７月１日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、別表第１及び別表第２に姫路市東市民センター及び姫路市大市民センターに係る規定を加える改正規定は、昭和５７年９月１日から施行する。

附 則（昭和５７年１２月２７日条例第４３号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年３月２５日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５９年３月２８日条例第９号）

この条例は、昭和５９年６月１日から施行する。ただし、第２条の表中姫路市網干市民センターの項に係る改正規定は、市長が告示で定める日から施行する。

附 則（昭和６２年３月２６日条例第９号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和６２年７月１６日告示第１１９号で昭和６２年７月２２日から施行）

附 則（昭和６２年６月２４日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年１０月３日条例第２４号）

この条例は、平成２年１１月１９日から施行する。

附 則（平成３年１０月２日条例第２６号）

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（平成３年１２月２５日告示第２０７号で平成４年１月２５日から施行）

附 則（平成４年３月２６日条例第１１号）

- １ この条例は、平成４年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の姫路市地区市民センター条例別表第２第１項第１号の表の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成９年３月３１日条例第３号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年１０月４日条例第３８号）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ この条例による改正後の姫路市地区市民センター条例別表第２第１項第７号の規定は、平成１５年１月４日以後に使用する場合は使用料について適用し、同日前に使用する場合は使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年７月１日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１９条の改正規定及び第２０条を第２６条とし、第１９条の次に６条を加える改正規定（第２４条及び第２５条に係る部分に限る。）は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２０日条例第７７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２０日条例第７８号）

（施行期日）

第１条 この条例は、平成１８年３月２７日から施行する。ただし、附則第６条から第２０条までの規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日条例第６４号）

この条例は、平成１８年３月２７日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２０日条例第５７号）

この条例は、平成２６年１月１日から施行する。ただし、第７条第１号及び第４号、第１２条、第１９条並びに別表第２項第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年１２月２２日条例第６３号）

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(平成26年12月22日告示第502号で平成26年12月24日から施行)

附 則 (平成27年10月8日条例第58号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第70号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市地区市民センター条例別表第1項第13号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる使用許可に係る基本使用料について適用し、同日前に行われた使用許可に係る基本使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日条例第21号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日条例第68号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1項第10号の改正規定 市長が告示で定める日

(平成29年2月20日告示第64号で平成29年3月1日から施行)

- (2) 別表第1項第13号の改正規定 平成29年4月1日

附 則 (平成29年6月23日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第18条第2項及び第21条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 姫路市北部市民センターに係る姫路市地区市民センター条例第22条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市地区市民センター条例第20条から第22条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成30年12月20日条例第57号)

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に基づく地区市民センターの施設の使用に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に基づく地区市民センターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月20日条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年7月1日条例第43号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月29日条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第5条の改正規定及び次項の規定 公布の日

（準備行為）

- 2 姫路市地区市民センター条例第26条第2項の規定による利用料金の承認（この条例による改正後の別表第1項第3号の表に規定する第4会議室、第5会議室、第1和室及び第2和室に係るものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

別表（第6条、第11条関係）

1 基本使用料

（1）姫路市西市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール	円 5, 0 0 0	円 6, 7 0 0	円 5, 0 0 0	円 1 6, 7 0 0
中ホール	1, 2 0 0	1, 7 0 0	1, 3 0 0	4, 2 0 0

和室(1)	700	1,000	700	2,400
和室(2)	800	1,100	800	2,700
和室(3)	1,100	1,300	1,300	3,700
普通教室	600	700	700	2,000
料理教室	1,200	1,700	1,500	4,400
音楽教室	700	900	800	2,400
陶芸教室	600	700	700	2,000

(2) 姫路市城乾市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
会議室		円 1,000	円 1,300	円 1,100	円 3,400
和室(1)		600	800	600	2,000
和室(2)		800	900	900	2,600
普通教室		800	900	900	2,600
料理教室		800	1,100	1,000	2,900

(3) 姫路市飾磨市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール		円 4,800	円 6,400	円 6,100	円 17,300
中ホール	全室	1,900	2,600	1,900	6,400
	半室	1,000	1,300	1,000	3,300
展示室		700	800	800	2,300
第1会議室		800	1,000	800	2,600
第2会議室		700	900	700	2,300
第3会議室		200	300	200	700
第1和室		400	600	400	1,400

第2和室	900	1,200	900	3,000
第3和室	1,000	1,300	1,000	3,300
第4和室	1,300	1,700	1,300	4,300
料理教室	900	1,200	900	3,000

(4) 姫路市中央市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
中ホール	円 1,700	円 2,200	円 1,700	円 5,600
第1会議室	700	900	700	2,300
第2会議室	800	1,000	800	2,600
第1和室	700	900	700	2,300
第2和室	900	1,200	900	3,000

(5) 姫路市広畑市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール		円 5,600	円 7,500	円 5,600	円 18,700
中ホール	全室	2,200	2,900	2,200	7,300
	半室	1,100	1,500	1,100	3,700
展示室	全室	2,200	3,000	2,200	7,400
	半室	1,100	1,600	1,100	3,800
第1会議室		1,500	1,900	1,500	4,900
第2会議室		800	1,000	800	2,600
第1和室		1,000	1,300	1,000	3,300
第2和室		800	1,000	800	2,600
第3和室		800	1,000	800	2,600
第4和室		900	1,200	900	3,000

普通教室(1)	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
普通教室(2)	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
特別教室(1)	1, 300	1, 800	1, 300	4, 400
特別教室(2)	1, 200	1, 700	1, 200	4, 100
料理教室	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
音楽教室	1, 200	1, 700	1, 200	4, 100
陶芸教室	700	900	700	2, 300

(6) 姫路市網干市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール		円 6, 200	円 8, 100	円 6, 200	円 20, 500
中ホール	全室	2, 000	2, 700	2, 000	6, 700
	半室A	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800
	半室B	900	1, 200	900	3, 000
展示室	全室	2, 800	3, 600	2, 800	9, 200
	半室	1, 500	1, 800	1, 500	4, 800
会議室		1, 300	1, 700	1, 300	4, 300
第1和室		800	1, 000	800	2, 600
第2和室		900	1, 100	900	2, 900
第3和室		900	1, 200	900	3, 000
普通教室(1)		800	1, 000	800	2, 600
普通教室(2)		800	1, 000	800	2, 600
特別教室		1, 700	2, 300	1, 700	5, 700
料理教室		1, 500	1, 900	1, 500	4, 900
音楽教室		1, 100	1, 600	1, 100	3, 800

(7) 姫路市東市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から午

		正午まで	午後５時まで	午後９時まで	後９時まで
大ホール		円 5, 6 0 0	円 7, 3 0 0	円 5, 6 0 0	円 1 8, 5 0 0
中ホール	全室	1, 7 0 0	2, 2 0 0	1, 7 0 0	5, 6 0 0
	半室	9 0 0	1, 1 0 0	9 0 0	2, 9 0 0
展示室		1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 3 0 0	4, 3 0 0
第１会議室		6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
第２会議室		7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
第１和室		8 0 0	9 0 0	8 0 0	2, 5 0 0
第２和室		8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0	2, 6 0 0
第３和室		7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
普通教室		1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 0 0 0	3, 2 0 0
特別教室(1)		1, 2 0 0	1, 6 0 0	1, 2 0 0	4, 0 0 0
特別教室(2)		1, 2 0 0	1, 7 0 0	1, 2 0 0	4, 1 0 0
料理教室		1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 0 0 0	3, 2 0 0

(8) 姫路市大市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後９時まで	午前９時から午 後９時まで
会議室	円 1, 9 0 0	円 2, 5 0 0	円 1, 9 0 0	円 6, 3 0 0
第１和室	6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
第２和室	6 0 0	8 0 0	6 0 0	2, 0 0 0
普通教室(1)	7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
普通教室(2)	8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0	2, 6 0 0
特別教室	1, 2 0 0	1, 6 0 0	1, 2 0 0	4, 0 0 0

(9) 姫路市高岡市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後９時まで	午前９時から午 後９時まで

会議室	全室	円	円	円	円
		3, 0 0 0	4, 0 0 0	3, 0 0 0	1 0, 0 0 0
	(A)	7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
	(B)	6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
	(C)	9 0 0	1, 1 0 0	9 0 0	2, 9 0 0
	(D)	8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0	2, 6 0 0
会議室控室		3 0 0	4 0 0	3 0 0	1, 0 0 0
和室		4 0 0	7 0 0	4 0 0	1, 5 0 0
普通教室(1)		9 0 0	1, 2 0 0	9 0 0	3, 0 0 0
普通教室(2)		4 0 0	7 0 0	4 0 0	1, 5 0 0

備考 表中(A)、(B)、(C)及び(D)は、間仕切りにより区分された会議室の一部分をいう。

(10) 姫路市勝原市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
会議室	全室	円	円	円	円
		1, 8 0 0	2, 3 0 0	1, 8 0 0	5, 9 0 0
	(A)	7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
	(B)	7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
	(C)	6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
小会議室		4 0 0	6 0 0	4 0 0	1, 4 0 0
和室		7 0 0	9 0 0	7 0 0	2, 3 0 0
普通教室		1, 1 0 0	1, 5 0 0	1, 1 0 0	3, 7 0 0

備考 表中(A)、(B)及び(C)は、間仕切りにより区分された会議室の一部分をいう。

(11) 姫路市灘市民センター

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール		円	円	円	円
		6, 2 0 0	8, 1 0 0	6, 2 0 0	2 0, 5 0 0

中ホール	2, 200	3, 000	2, 200	7, 400
展示室	2, 200	2, 800	2, 200	7, 200
第1会議室	700	900	700	2, 300
第2会議室	700	900	700	2, 300
第1和室	800	1, 000	800	2, 600
第2和室	800	1, 000	800	2, 600
第3和室	800	1, 000	800	2, 600
第1教室	1, 100	1, 500	1, 100	3, 700
第2教室	1, 000	1, 300	1, 000	3, 300
料理教室	1, 100	1, 300	1, 100	3, 500
音楽教室	1, 300	1, 700	1, 300	4, 300
特別教室	1, 100	1, 600	1, 100	3, 800

(12) 姫路市家島群島開発総合センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
集会室	円 3, 900	円 5, 300	円 3, 900	円 13, 100
会議室	1, 300	1, 800	1, 300	4, 400
調理実習室	1, 200	1, 600	1, 200	4, 000
研修講座室（和室1）	900	1, 200	900	3, 000
研修講座室（和室2）	400	600	400	1, 400
研修講座室（和室3）	200	300	200	700

(13) 姫路市北部市民センター

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から午 後9時まで
大ホール	円 8, 300	円 11, 100	円 8, 300	円 27, 700
研修室1	1, 500	1, 900	1, 500	4, 900

研修室 2		8 0 0	1, 0 0 0	8 0 0	2, 6 0 0
研修室 3		1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 0 0 0	3, 3 0 0
研修室 4		4 0 0	6 0 0	4 0 0	1, 4 0 0
研修室 5		6 0 0	8 0 0	6 0 0	2, 0 0 0
研修室 6		9 0 0	1, 1 0 0	9 0 0	2, 9 0 0
会議室 1		6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
会議室 2		6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0
多目的ルーム	全室	2, 0 0 0	2, 7 0 0	2, 0 0 0	6, 7 0 0
	半室	1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 0 0 0	3, 3 0 0
創作実習室		1, 2 0 0	1, 7 0 0	1, 2 0 0	4, 1 0 0
控室		6 0 0	7 0 0	6 0 0	1, 9 0 0

2 割増料金等

- (1) 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下「入場料等」という。）を徴収するときの使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる額を加算した額とする。
 - ア 入場料の最高額が 1, 0 0 0 円未満のとき 5 割
 - イ 入場料の最高額が 1, 0 0 0 円以上のとき 1 0 割
- (2) 使用者が商品の展示又は販売をするときの使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に基本使用料の 1 0 割の額を加算した額とする。
- (3) 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、基本使用料（前 2 号のいずれかに該当するときは、当該各号により計算された額）を基礎として、それぞれの料金表の使用時間の区分ごとに 1 時間当たりの算出料金（料金表に定めのない時間帯にあつては、当初使用許可を受けた時間区分に係る 1 時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じた額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1 時間未満のときは、これを 1 時間とし、1 時間を超える場合で 1 時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間は 1 時間として計算する。
- (4) 前 3 号における使用料の算定において、1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。